

## 第5回長瀬町地域創生推進会議

平成28年3月2日（木）午後2時  
中央公民館会議室

### 次 第

- 1 開 会
- 2 町長あいさつ
- 3 会長あいさつ
- 4 議題
  - 1) 長瀬町まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）について
  - 2) その他
- 4 閉 会

---

# 長瀨町まち・ひと・しごと創生総合戦略

---

(案)

平成28年3月現在

長 瀨 町

# 目 次

<b>第1章 基本的な考え方</b> .....	<b>1</b>
1. まち・ひと・しごと創生総合戦略策定の趣旨.....	1
2. 計画の位置づけ.....	2
3. 計画の期間.....	2
<b>第2章 戦略の策定・推進方針</b> .....	<b>3</b>
1. 政策5原則を踏まえた取り組みの推進.....	3
2. 計画の進捗管理.....	3
3. 戦略の体系図.....	4
<b>第3章 戦略の方向性・展開</b> .....	<b>5</b>
基本方針1 観光産業を軸とした地域の雇用の創出.....	5
基本方針2 新しい人の流れを創りだす定住・交流の活性化.....	12
基本方針3 「長瀬で出会い、長瀬で育てる」若年層への支援.....	16
基本方針4 町民の幸せな生活を支えるコミュニティの創造.....	20
<b>資料編</b> .....	<b>25</b>
1. 長瀬町地域創生本部設置要綱.....	25
2. 長瀬町地域創生推進会議設置要綱.....	26
3. 長瀬町地域創生推進会議委員名簿.....	27

# 第1章 基本的な考え方

## 1. まち・ひと・しごと創生総合戦略策定の趣旨

我が国の総人口は、平成20年をピークに人口減少局面を向かえており、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」によると2060年には約8,600万人、2110年には約4,300万人まで減少するとされています。

また、東京圏への人口集中も続いており、平成25年時点で東京、埼玉、千葉、及び神奈川の一都三県に日本の総人口の約28%が住んでいます。人口減少と東京圏への人口集中という現状のなか、それぞれの地域が住みよい環境を確保し、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことが、喫緊の課題となっています。

このような中、平成26年5月、「日本創成会議分科会」が将来推計人口を発表したことを受け、政府は、同年9月に地方創生担当大臣と、「まち・ひと・しごと創生本部」を新設・設置しました。さらに、同年11月には「まち・ひと・しごと創生法」（以下、「創生法」）が国会で可決、同年12月に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下、「総合戦略」）及び「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」（以下、「長期ビジョン」）が閣議決定されました。

長期ビジョンでは、我が国が目指すべき将来の方向として、「将来にわたって活力ある日本社会を維持」を掲げ、人口減少に歯止めをかけていくための今後の基本的視点として、「①東京一極集中の是正、②若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現、③地域の特性に応じた地域課題」の解決の三つを挙げています。

長瀬町では今後、人口減少、少子高齢化が進行し、総人口は2040年には、約5,000人、2060年には約3,000人となることが推計されます。

これに対して長瀬町では、4つの視点からめざすべき将来の方向を定め、これに基づく各種施策の推進による自然増減と社会増減と一定の人口増を見込み、2040年に6,700人台、2060年に5,700人台の人口規模を維持し、人口構造が若返ることを目指した将来展望を「長瀬町人口ビジョン」として決めました。

この将来展望の実現に向けて、「しごとづくり」「ひとづくり」そして「まちづくり」が連動した効果的な施策を推進するため、「長瀬町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定します。

## 2. 計画の位置づけ

本戦略は、「まち・ひと・しごと創生法」第10条に基づく「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」であり、本町における人口の現状と今後の展望を示した「人口ビジョン」を踏まえて、国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を勘案するとともに、県と調整を図りながら策定するものです。

## 3. 計画の期間

本戦略の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。なお、社会環境の変化や施策の進捗状況等に変化があった場合、適宜見直しを行います。

## 第2章 戦略の策定・推進方針

### 1. 政策5原則を踏まえた取り組みの推進

国の総合戦略に盛り込まれた「政策5原則」（自立性、将来性、地域性、直接性、結果重視）の趣旨を踏まえ、効果的な施策の推進を図ります。

#### ■国の総合戦略における政策5原則抜粋

##### (1) 自立性

各施策、構造的な問題に対処し、地方公共団体等の自立につながるようにする。

##### (2) 将来性

地方が自主的かつ主体的に、前向きに取り組むことを支援する施策に重点を置く。

##### (3) 地域性

各地域の実態に合った施策を支援することとし、各地域は客観的データに基づき実状分析や将来予測を行い、「地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定するとともに、同戦略に沿った施策を実施できる枠組みを整備する。

##### (4) 直接性

限られた財源や時間の中で、最大限の成果を上げるため、施策を集中的に実施する。住民代表・産官学金労の連携を促すことにより、政策の効果をより高める工夫を行う。

##### (5) 結果重視

明確なPDCAメカニズムの下に、短期・中期の具体的な数値目標を設定し、政策効果を客観的な指標により検証し、必要な改善等を行う。

※国「まち・ひと・しごと創生総合戦略」より一部抜粋

### 2. 計画の進捗管理

本戦略は、町民、地域、団体、企業、行政など町全体で共有し、協働して推進する計画であるため、計画策定（Plan）、推進（Do）、点検・評価（Check）、改善（Action）の各過程においても、町全体が関わり、高い実効性を確保することが必要となります。

そのため、庁内の策定・推進組織として、町長を本部長とする「長瀬町地域創生本部」を置くとともに、有識者会議として「長瀬町地域創生推進会議」を設置します。

また、本戦略の推進にあたっては、政策分野ごとの基本方針と具体的な施策を示し、各施策の効果を客観的に検証できる指標（重要業績評価指標（KPI））を設定し、PDCAサイクルにより、実効性を高めます。

### 3. 戦略の体系図

#### 長 瀬 町 人 口 ビ ジ ョ ン

2040年に6,700人台、2060年に5,700人台の人口規模を維持するとともに、人口構造の若返りを目指す。

#### 長 瀬 町 ま ち ・ ひ と ・ し ご と 創 生 総 合 戦 略

##### 基本方針1 観光産業を軸とした地域の雇用の創出

###### 施策1-1 観光資源の魅力向上

- ① 周遊コンテンツの充実
  - 長瀬の「宝」と「宝」を結ぶ新たな観光ルートの開発
  - 登山・ハイキングコンテンツの充実
- ② 農業振興及び6次産業、地域ブランドの創出
  - 農業及び6次産業における「長瀬ブランド」の創出
  - 農業振興の充実
- ③ 新たな観光資源の開発
  - 民間の活力を活かした温泉施設の開発・整備
  - 花・樹木の新たな名所の開発
  - 長瀬駅周辺地域のライトアップ
  - 蓬莱島公園の整備

###### 施策1-2 観光振興のための基盤づくり

- ① 基盤整備
  - 観光マーケティングの実施
  - 町内のWi-Fi環境の拡充
  - (仮称)長瀬町観光振興計画の策定
- ② PRおよび推進体制の整備
  - 「宝」を町のイメージにしたプロモーションの展開
  - 観光広域連携の推進
  - 長瀬町公式イメージキャラクターの開発

###### 施策1-3 雇用の場の確保

- (仮称)女性人材登録センターの設置
- 新規事業者の誘致に伴う優遇措置の構築(起業支援)
- 町内企業の採用活動の宣伝

##### 基本方針2 新しい人の流れを創りだす定住・交流の活性化

###### 施策2-1 人の流れを生み出すための仕組みづくり

- 都市交流の推進
- 大学との連携

###### 施策2-2 UJIターンの推進

- ① 宅地整備・移住促進にむけたPR
  - 空き家調査の実施
  - 空き家バンク事業の推進
  - 空き家情報などの提供
  - 若者定住促進宅地分譲事業の推進
  - 定住促進PR冊子、HPの作成
- ② 経済的支援の充実
  - 長瀬町定住促進事業住宅取得奨励補助事業の推進
  - 住宅リフォーム等資金助成事業の推進
  - 長瀬町の定住促進に向けた住宅ローン提携

##### 基本方針3 「長瀬で出会い、長瀬で育てる」若年層への支援

###### 施策3-1 結婚に向けた支援

- 婚活イベントの推進

###### 施策3-2 妊娠・出産・子育てに関する支援

- 母子保健事業の推進
- 子育て支援金の充実
- 子育て応援事業の推進
- 子育て相談事業の推進
- こども医療費・ひとり親家庭等医療費の支給事業の推進
- 複合的子育て支援拠点施設の整備

###### 施策3-3 教育・進学に関する支援

- 長瀬町学力アップ塾事業の推進

##### 基本方針4 町民の幸せな生活を支えるコミュニティの創造

###### 施策4-1 災害に強いまちづくり

- 地域の防災拠点の整備

###### 施策4-2 インフラ・生活環境の整備

- 道路環境の整備

###### 施策4-3 地域コミュニティの活性化

- 特定健康診査等事業の推進
- 地域支援事業の推進
- 地区公園整備事業の推進
- 地域の交流の場所・機会の充実
- 矢那瀬地区の拠点づくりの推進
- 公共交通の活性化に向けた検討

###### 施策4-4 郷土愛の醸成

- ふるさと納税の充実

# 第3章 戦略の方向性・展開

## 基本方針 1

### 観光産業を軸とした地域の雇用の創出

#### 基本的方向

長瀬町では、天然記念物の岩畳をはじめ桜や文化財など、古くから根付く地域資源を元に観光産業が発展してきました。また、近年の登山・ハイキングブームにより、長瀬アルプスや宝登山などを訪れるハイキング客が増加しています。

これまで長瀬町が培ってきた地域資源を最大限に活用することができるよう、観光基盤を整備するとともに、6次産業化や新たな観光資源の開発に取り組み、まちの魅力の向上を図ります。さらに、近隣市町村と連携し、効果的なPRを行うことでより多くの集客を図ります。

また、地域の人材を最大限に活用することができるよう、町内の就労の場を増やすとともに、それに伴う若者等の雇用受け皿の拡大を促進します。

#### 具体的施策

##### 1-1 観光資源の魅力向上

##### 1-2 観光振興のための基盤づくり

##### 1-3 雇用の場の確保

#### 数値目標

指標名	現状	目標（平成31年）
観光入込客数※1	2,310,800人 （平成25年）	2,500,000人
町内就労者割合※2	42.8% （平成22年）	45.0%

※1 入込観光客数調

※2 国勢調査



## 推進施策と重要業績評価指標（KPI）

### 1-1 観光資源の魅力向上

これまで取り組んできた観光コンテンツを充実するとともに、農産物をはじめとした長瀬町に根付く地域の資源を活用して、新たな観光資源の開発に努め、観光資源の魅力向上及び底上げを図ります。

#### ① 周遊コンテンツの充実

##### 【具体的な取り組み】

取り組み	長瀬の「宝」と「宝」を結ぶ新たな観光ルートの開発	担当課等	産業観光課
内容	○長瀬町には「宝登山」や「多宝寺」など「宝」という名前にゆかりのある場所が多く、それらを結ぶ新しい観光ルートを作ることで、新たな付加価値を生み出し、ハイキング客を誘致します。		
取り組み	登山・ハイキングコンテンツの充実	担当課等	産業観光課
内容	○長瀬周辺のハイキングマップを作成するとともに、季節ごとのハイキングイベントに加え、いつ訪れてもハイキングを楽しむことのできるよう登山・ハイキングがしやすい環境を整備するなど、登山・ハイキングコンテンツの充実を図ります。		

##### 【重要業績評価指標（KPI）】

指標名	現状	目標（平成31年）
新たに開発した観光ルート数	—	3

## ② 農業振興及び6次産業、地域ブランドの創出

### 【具体的な取り組み】

取り組み	農業及び6次産業における「長瀬ブランド」の創出	担当課等	産業観光課
内容	<p>○農業の維持・安定化を図るため、農産物の高付加価値化や、ブランド化、6次産業化を図るとともに、事業者の商品開発、生産体制の構築、安定供給などに向けた支援を行います。</p> <p>○6次産業による生產品や農産物の流通促進を目的とした直売所を整備します。</p>		
取り組み	農業振興の充実	担当課等	産業観光課
内容	<p>○農業者及び観光農園を対象に支援を行い、町内の農業振興を図るとともに、長瀬町独自の特産品創出を目的として、特産品開発を行う方を対象に経費の一部を補助します。</p>		

### 【重要業績評価指標（KPI）】

指標名	現状	目標（平成31年）
新規就農事業者数	—	3事業者
「長瀬ブランド」開発商品数	—	1件

### ③ 新たな観光資源の開発

#### 【具体的な取り組み】

取り組み	民間の活力を活かした温泉施設の開発・整備	担当課等	企画財政課
内容	○観光客の誘客にあたっては、温泉は重要な観光資源となります。近隣市町では温泉の掘削に成功している地域があり、長瀬町でもその可能性を十分に有しています。そのため、温泉開発に向けた調査を実施し、温泉開発が可能な場合には掘削に取り組むとともに、民間温泉施設の誘致を図ります。		
取り組み	花・樹木の新たな名所の開発	担当課等	産業観光課
内容	○「日本さくら名所百選」に選ばれた長瀬町は、南北桜通りや野土山（桜の里）をはじめ多くの地域で桜を見ることができます。この「桜の名所」としての付加価値を上げるため、新たな桜の名所づくりに努めます。 ○四季を通じて自然を楽しむことができるよう、もみじなどの樹木の植林を行い、新たな名所づくりに努めます。		
取り組み	長瀬駅周辺地域のライトアップ	担当課等	産業観光課
内容	○来訪者の落ち込む冬季において、長瀬駅周辺地域のイルミネーションや岩畳へのプロジェクションマッピングなどを実施し、観光客の流入促進を図ります。		
取り組み	蓬萊島公園の整備	担当課等	産業観光課
内容	○蓬萊島とその周辺の地域を自然とふれあうことのできる新たな観光拠点とするとともに、住民の憩いの場として整備します。また、観光振興による蓬萊島の魅力を発信することはもとより、地元住民に愛される自然公園として、継続的に維持・管理します。		

#### 【重要業績評価指標（KPI）】

指標名	現状	目標（平成31年）
観光入込客数（再掲）	2,310,800人 （平成25年）	2,500,000人

## 1-2 観光振興のための基盤づくり

より一層交流人口を増やすために、誰もが来て楽しむことができる観光地としての基盤を整備するとともに、効果的なPRや推進体制を強化することにより、観光地としてのブランドを確立します。

### ① 基盤整備

#### 【具体的な取り組み】

取り組み	観光マーケティングの実施	担当課等	産業観光課
内容	<p>○長瀬観光の現状や観光客の旅行実態等を明らかにすることや、長瀬に訪れている観光客の動向を分析します。</p> <p>○分析結果に基づき、着地型の旅行商品の開発及びプロモーション事業に取り組むとともに、既存の資源と新たな視点を掛け合わせた観光スポットの整備やメニューの開発を行います。</p>		
取り組み	町内のWi-Fi環境の拡充	担当課等	産業観光課
内容	○外国人観光客向けに整備しているWi-Fi環境の拡充を図ります。		
取り組み	(仮称)長瀬町観光振興計画の策定	担当課等	産業観光課
内容	○長瀬町が全町を挙げて観光振興に取り組む「観光立町」を確立するために、長瀬町における観光振興のビジョンを示す「(仮称)長瀬町観光振興計画」を策定します。		

#### 【重要業績評価指標 (KPI)】

指標名	現状	目標 (平成31年)
マーケティングに基づいた着地型の旅行商品の開発数	—	1件

## ② PRおよび推進体制の整備

### 【具体的な取り組み】

取り組み	「宝」を町のイメージにしたプロモーションの展開	担当課等	企画財政課
内容	○長瀬町には「宝登山」や「多宝寺」など「宝」という言葉にゆかりがあることを活かし、縁起が良く、何かワクワクするような『宝の町』長瀬」としてPRします。		
取り組み	観光広域連携の推進	担当課等	産業観光課
内容	○地域の実情や特性に応じた観光振興施策の実施やプロモーションの展開など、ちちぶ定住自立圏や近隣市町村との連携・協力による広域的な観光まちづくりを推進します。		
取り組み	長瀬町公式イメージキャラクターの開発	担当課等	企画財政課
内容	○長瀬町に訪れていただき、親しみを持ってもらえるようにするために、様々な場所や機会でも長瀬町をPRするイメージキャラクターを開発します。		

### 【重要業績評価指標（KPI）】

指標名	現状	目標（平成31年）
「宝」にちなんだコンテンツ開発数	—	5

### 1-3 雇用の場の確保

新たな雇用の創出につながる企業の誘致や町内企業・店舗の活性化、働く意欲のある人を就労につなげるための、町内企業のPRなどを進め、仕事づくりにつながる支援を行います。

#### 【具体的な取り組み】

取り組み	(仮称)女性人材登録センターの設置	担当課等	産業観光課
内容	○地域に潜在する女性を活かすことができるよう、また、女性が自分の生活スタイルに合わせた働き方を選択することができるよう、「(仮称)女性人材登録センター」を設置します。		
取り組み	新規事業者の誘致に伴う優遇措置の構築(起業支援)	担当課等	産業観光課
内容	○新たな雇用を生み出す企業の誘致の促進や起業への支援を行うとともに、商店街の魅力・活力向上、産業の維持を図る活性化支援を行います。		
取り組み	町内企業の採用活動の宣伝	担当課等	産業観光課
内容	○町内就業率の向上に向け、町内企業などと連携し、町内企業の採用情報を町ホームページ等に掲載します。		

#### 【重要業績評価指標(KPI)】

指標名	現状	目標(平成31年)
(仮称)女性人材登録センター登録者数	—	20人
優遇措置を利用した新規事業者数	—	2件

## 基本方針 2

### 新しい人の流れを創りだす定住・交流の活性化

#### 基本的方向

長瀨町は J R 熊谷駅まで約 40 分と、J R 高崎線沿線都市への通学・通勤圏内と捉えることができます。一方で、宝登山をはじめとした山々や国指定名勝及び天然記念物「長瀨」に指定されている岩畳など、身近に雄大な自然を感じることができます。

そのため、J R 高崎線沿線都市、ひいては東京圏へのアクセス性と身近な自然環境の両方を得ることができる環境を活かして「長瀨町での生活」をブランド化します。また、移住を促進するとともに、他の地域への人口流出に歯止めをかけ、長瀨町に住み、働き、豊かな生活を送りたい人を増やしていきます。

#### 具体的施策

##### 2-1 人の流れを生み出すための環境・仕組みづくり

##### 2-2 U J I ターンの推進

#### 数値目標

指標名	現状	目標（平成 31 年）
社会動態	-99人 （平成24年）	-50人

※「埼玉県の人口動態概況（確定数）」

## 具体的な施策と重要業績評価指標（KPI）

### 2-1 人の流れを生み出すための仕組みづくり

長瀬町外の人が長瀬町を知り、長瀬町に興味を持ち、訪れてもらうことができるような仕組みを構築します。

#### 【具体的な取り組み】

取り組み	都市交流の推進	担当課等	企画財政課
内容	○国内の自治体と幅広い交流を築き、交流を深め、新たな施策の構築につながる とともに、長瀬町の魅力と活力を高めることにより、豊かな町民生活の実現を 図ります。		
取り組み	大学との連携	担当課等	企画財政課
内容	○岩畳をはじめとした地質環境や観光産業など長瀬町の特徴を活かしたフィール ドワークなど、大学の研究機関との連携を促進します。		

#### 【重要業績評価指標（KPI）】

指標名	現状	目標（平成31年）
交流都市提携数	—	2自治体

### 2-2 UJ1ターンの推進

移住者などに対する支援の充実、移住・定住に関する総合的な情報の提供など、外部からの移住者・定住者の増加を図ります。

#### ① 宅地整備・移住促進にむけたPR

#### 【具体的な取り組み】

取り組み	空き家調査の実施	担当課等	町民課
内容	○空き家を活用した定住促進の第一歩として、町内に点在する空き家を調査し、 活用できる空き家については、移住に向けた活用が図れるよう持ち主と協議を 進め、移住の促進を図ります。		
取り組み	空き家バンク事業の推進	担当課等	産業観光課
内容	○空き家バンクのPRを行い、空き家の登録件数を増やし、移住の促進を図ります。		



取り組み	空き家情報などの提供	担当課等	産業観光課
内容	○町ホームページにおいて、空き家や不動産情報を提供するとともに、移住後の生活をイメージすることができるよう、生活関連情報を移住者目線で提供します。		
取り組み	若者定住促進宅地分譲事業の推進	担当課等	企画財政課
内容	○若者世帯や子育て世帯へ宅地分譲を行うことにより、定住人口減少の抑制を図るため、利用計画のない町有地を整備し、宅地分譲を行います。		
取り組み	定住促進PR冊子、HPの作成	担当課等	企画財政課
内容	○移住・定住の促進を図るため、定住促進に特化したPR冊子やホームページを作成します。		

#### 【重要業績評価指標（KPI）】

指標名	現状	目標（平成31年）
事業展開による移住世帯数	—	10件

## ② 経済的支援の充実

#### 【具体的な取り組み】

取り組み	長瀬町定住促進事業住宅取得奨励補助事業の推進	担当課等	企画財政課
内容	○長瀬町の人口減少を抑制し、定住の促進と地域の活性化を図るため、新たに住宅の取得を行う新婚世帯・子育て世帯及び新規転入者に対し、住宅取得に要した経費の一部を予算の範囲内で補助します。		
取り組み	住宅リフォーム等資金助成事業の推進	担当課等	産業観光課
内容	○町内産業の活性化及び町民の居住環境の向上を図るため、住宅リフォーム資金の一部を助成します。		
取り組み	長瀬町の定住促進に向けた住宅ローン提携	担当課等	企画財政課
内容	○金融機関と連携し、長瀬町に定住するための住宅を新築、購入する際の住宅ローン金利を優遇します。		

#### 【重要業績評価指標（KPI）】

指標名	現状	目標（平成31年）
住宅ローン提携数	—	2件

## 基本方針 3

### 「長瀨で出会い、長瀨で育てる」若年層への支援

#### 基本的方向

少子化が進行しているなかで、若者世代の未婚率の増加、晩婚化といった実態や、出会いの場の不足などが懸念されています。

このような状況を打開すべく、若い世代の結婚・妊娠・出産・子育ての希望がかなえられるよう、出会いの場の創出から、結婚・妊娠・出産・子育て、また、子どもの教育にいたるまで一貫した支援を行うことで、自然増による人口減少、少子化の抑制を図ります。

#### 具体的施策

##### 3-1 結婚に向けた支援

##### 3-2 妊娠・出産・子育てに関する支援

##### 3-3 教育・進学に関する支援

#### 数値目標

指標名	現状	目標（平成31年）
合計特殊出生率※	1.02 （平成25年）	1.40

## 具体的な施策と重要業績評価指標（KPI）

### 3-1 結婚に向けた支援

若い世代の「出会いの場」「集いの場」の創出及び充実を図ります。

#### 【具体的な取り組み】

取り組み	婚活イベントの推進	担当課等	健康福祉課 社会福祉協議会
内容	○宝登山神社で良縁祈願やトレッキングなど、長瀬町の観光資源を活用した婚活イベントを実施します。		

#### 【重要業績評価指標（KPI）】

指標名	現状	目標（平成31年）
長瀬町の特色を活かした婚活コンテンツ数	4	6

### 3-2 妊娠・出産・子育てに関する支援

若い世代が安心して子どもを産み、育てることができるよう、妊娠から子育てに至るまでの切れ目のない一貫した支援を充実します。

#### 【具体的な取り組み】

取り組み	母子保健事業の推進	担当課等	健康福祉課
内容	○核家族化や少子化を背景に近年増加傾向にある、子どもの発育や育児に関する不安や悩みを持つ親の不安の解消のため、各種母子保健事業の推進により、子どもを育てやすい環境を構築します。 【具体的な取り組み】 妊婦健診への助成、母子保健知識の普及、乳幼児健診、知識の普及、啓発、未熟児療育医療事業、不妊・不育支援事業		
取り組み	子育て支援金の充実	担当課等	健康福祉課
内容	○健全な出産、養育及び子育て家庭の経済的負担を軽減するため、お子さんの出生時に支援金を支給します。		

取り組み	子育て応援事業の推進	担当課等	健康福祉課
内容	○子育てをする保護者に対し、紙おむつ、粉ミルクの給付等を行います。		
取り組み	子育て相談事業の推進	担当課等	健康福祉課
内容	<p>○子育て中の母親に対して、保健師、子育て支援員（保育士等）、子育てコンシェルジュによる訪問相談を実施します。</p> <p>○子育て中の母親及び幼稚園、保育園、小中学校に対して、臨床心理士による専門相談を実施します。</p> <p>○臨床心理士、保健師など各専門分野が定期的にカンファレンスを行い、広範囲な部門で情報を共有することで町全体での子育て支援体制を構築します。</p>		
取り組み	こども医療費・ひとり親家庭等医療費の支給事業の推進	担当課等	町民課
内容	○すべての子育て世帯の負担軽減による生活の安定に向け、こども医療費やひとり親家庭への医療費の助成を行います。		
取り組み	複合的子育て支援拠点施設の整備	担当課等	健康福祉課
内容	○子育て世代が集い交流することのできる、児童館を含む子育て支援の拠点となる施設の整備を行います。		

**【重要業績評価指標（KPI）】**

指標名	現状	目標（平成31年）
複合的子育て支援拠点施設の整備	—	拠点整備及び運営組織の確立

### 3-3 教育・進学に関する支援

幼少期からの教育環境づくりや学校教育の充実による学習意欲の向上を図るとともに、学校・家庭・地域で連携し、将来の地域社会を担う人材育成に取り組みます。

#### 【具体的な取り組み】

取り組み	長瀬町学力アップ塾事業の推進	担当課等	教育委員会
内容	○児童生徒の学力向上を目指すとともに、保護者の教育費の負担軽減を図るため、教員OBなどを活用した学習塾を設置・運営します。		

#### 【重要業績評価指標（KPI）】

指標名	現状	目標（平成31年）
長瀬町学力アップ塾生徒数	—	100人

## 基本方針 4

# 町民の幸せな生活を支えるコミュニティの創造

### 基本的方向

町民にとって、いつまでも安心・安全・快適に住み続けるまちであるよう、協働の考え方のもと、支援を必要とする人も快適に暮らし続けることができるまちづくりに努めます。

また、町民の長瀬町への愛着の醸成に努め、魅力的なまちの創造を図るとともに、秩父地域や近隣市町と協力し、連携しながら広域的で一体的なまちづくりの推進にも努めます。

### 具体的施策

- 4-1 災害に強いまちづくり
- 4-2 インフラ・生活環境の整備
- 4-3 地域コミュニティの活性化
- 4-4 郷土愛の醸成

### 数値目標

指標名	現状	目標（平成31年）
町民アンケートにおける今後の居留意向（若年層）※	43.5%	50.0%

※「長瀬町人口ビジョン・長瀬町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定のためのアンケート調査」

## 具体的な施策と重要業績評価指標（KPI）

### 4-1 災害に強いまちづくり

町民が安心して暮らすことができるよう、地域における防災機能の強化や防災拠点の整備を推進します。

#### 【具体的な取り組み】

取り組み	地域の防災拠点の整備	担当課等	総務課
内容	○町民の地域活動の場の機能を備えた地域の防災拠点を整備します。		

#### 【重要業績評価指標（KPI）】

指標名	現状	目標（平成31年）
地域の防災拠点の整備	—	1か所

## 4-2 インフラ・生活環境の整備

住みたくなるまちづくりに向けた、魅力的な住環境の創出の一環として、幹線道路及び、狭隘な生活道路の拡幅整備などに取り組みます。

### 【具体的な取り組み】

取り組み	道路環境の整備	担当課等	建設課
内 容	<p>○国道・県道の補完道路として、町内各地を結ぶ重要路線である幹線道路の拡幅改良を行います。また、町民の日常生活向上を図るため、拡幅改良、舗装、側溝を整備します。</p> <p>○長期間経過しているため維持補修が必要な箇所に対し、危険箇所、老朽箇所の修繕や補修工事を行います。</p> <p>○町内全域の交通安全対策として、交通安全施設の設置等を行います。</p> <p>【関連事業】 道路新設改良事業（生活町道）、道路維持補修事業、交通安全施設整備事業、幹線1号線（南桜通り）道路整備事業、道路施設点検事業</p>		

### 【重要業績評価指標（KPI）】

指標名	現状	目標（平成31年）
町道舗装率	40.3% （平成26年）	43.0%



## 4-3 地域コミュニティの活性化

地域づくり活動に取り組みやすい環境を構築するため、町民主体の自立した地域づくりと町民一人ひとりが健やかに暮らせるようなまちづくりを推進します。

### 【具体的な取り組み】

取り組み	特定健康診査等事業の推進	担当課等	健康福祉課
内容	○健康診査や健康指導により、元気な高齢者を創出することにより、地域コミュニティの中核的な担い手を確保するため、特定健康診査・特定保健指導の実施を推進します。		
取り組み	地域支援事業の推進	担当課等	健康福祉課
内容	○要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築を推進するとともに、介護予防・日常生活支援総合事業の実施により、多様な生活支援の充実、高齢者の社会参加と地域における支え合いの体制づくり、介護予防などを進めていきます。		
取り組み	地区公園整備事業の推進	担当課等	健康福祉課 総務課
内容	○町民が気軽に集うことができ、また、子育て環境の整備や災害時1次避難所の整備の一環として、地区公園を整備します。		
取り組み	地域の交流の場所・機会の充実	担当課等	健康福祉課
内容	○地域福祉の推進のため、各地域における町民の交流の場所・機会の充実を図ります。		
取り組み	矢那瀬地区の拠点づくりの推進	担当課等	企画財政課
内容	○矢那瀬地区において、町民のコミュニティの維持を図るため、地域の拠点の確保と、拠点でのコミュニティ活動を支援します。		
取り組み	公共交通の活性化に向けた検討	担当課等	企画財政課
内容	○町民が公共交通の恩恵を受けられる安心な地域社会の形成をめざし、長瀬町における公共交通のあり方について調査及び検討を行います。		

**【重要業績評価指標（KPI）】**

指標名	現状	目標（平成31年）
特定健診受診率	32.6%	50.0%
地区公園の整備	—	2か所
矢那瀬地区の拠点の整備	—	拠点整備及び 運営組織の確立

#### 4-4 郷土愛の醸成

町民も町外の人でも誰もが長瀬町に愛着を持ち、長瀬町の発展に寄与していただけるよう、郷土愛の醸成を図ります。

**【具体的な取り組み】**

取り組み	ふるさと納税の充実	担当課等	企画財政課
内容	○ふるさと納税において、地場産品をはじめとした長瀬町ならではのメニューを充実させ、寄付金増加や地域経済活性化を図ります。		

**【重要業績評価指標（KPI）】**

指標名	現状	目標（平成31年）
ふるさと納税寄付件数	15件 （平成26年）	100件

# 資料編

## 1. 長瀬町地域創生本部設置要綱

(設置)

第1条 少子高齢化、人口減少が進む中、本町において安定した人口構造を保持し、将来にわたって活力ある地域を維持していくための全庁的な施策の推進を図るため、長瀬町地域創生本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）に基づく「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定に関すること。
- (2) その他、安定した人口構造の保持に向けて必要な総合調整に関すること。

(組織等)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は町長をもって充て、副本部長は副町長をもって充てる。

3 本部員は、別表に掲げる職にある職員をもって充てる。

(会議)

第4条 本部は、本部長が招集し、会務を総理する。

2 本部長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、必要な説明または意見を聴くことができる。

(部会)

第5条 本部に部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、本部長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会長は必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、必要な説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、企画財政課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は本部長が定める。

附 則

この訓令は、平成27年2月24日から施行する。

別表（第3条関係）

本部長	町長
副本部長	副町長
本部員	教育長 総務課長、企画財政課長、税務課長、町民課長、健康福祉課長、 産業観光課長、建設課長、会計管理者、議会事務局長、教育次長

## 2. 長瀬町地域創生推進会議設置要綱

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第2条に規定する基本理念にのっとり、本町における、まち・ひと・しごと創生に関する総合的かつ計画的な施策（以下「総合戦略」という。）を策定するため、長瀬町地域創生推進会議（以下「地域創生会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 地域創生会議は、本町の総合戦略に関する事項を調査検討し、町長へ提言するものとする。

(組織)

第3条 地域創生会議は、委員18人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者その他町長が適当と認める者のうちから、町長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、総合戦略の計画期間が終了するまでとする。ただし、任期中であってもその本来の職務を離れたときは、当該委員はその職を失うものとする。

(会長及び副会長)

第5条 地域創生会議に会長1人及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、地域創生会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 地域創生会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となり議事を進行する。

2 前項の規定にかかわらず、委員の委嘱後初めての会議は、町長が招集する。

3 地域創生会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

6 地域創生会議において、議長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 地域創生会議の庶務は、企画財政課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、地域創生会議の組織及び運営等に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成27年4月16日から施行する。

### 3. 長瀨町地域創生推進会議委員名簿

所属団体・役職	氏名	備考
長瀨町議会議長	新井利朗	
長瀨第二小学校PTA会長	染野益代	
長瀨中学校長	新井孝彦	
長瀨町区長会長	板谷定美	
長瀨町観光協会常務理事	村山勝	
長瀨町商工会理事	大澤優巳	
長瀨町商工会青年部長	高橋英之	
長瀨町赤十字奉仕団	齊藤慶子	
長瀨町コミュニティ協議会長	外池秀彦	
長瀨町母子愛育会長	前田千恵子	
長瀨町シルバー人材センター事務局長	五十嵐元克	
ちちぶ農業協同組合長瀨支店長	豊田世津夫	
秩父公共職業安定所長	小暮俊明	
株式会社埼玉りそな銀行皆野支店長	坂本義人	
秩父鉄道株式会社執行役員事業部長	鷹啄泰則	
一般公募	近藤ヨウ子	
一般公募	眞壁恵一郎	
一般公募	市川健一	

※順不同、敬称略

○オブザーバー

所属団体・役職	氏名	備考
埼玉県秩父地域振興センター所長	槍田義之	

※敬称略

## 長瀬町まち・ひと・しごと創生総合戦略

発行：平成28年3月

編集：長瀬町 企画財政課

〒369-1392 埼玉県秩父郡長瀬町大字本野上 1035 番地 1

TEL：0494-66-3111（代表）